

## 【 令和2年度における県立学校の教育活動の再開等について 】

### 1 学校再開に関する国の考え方 (令和2年3月24日付け元文科初第1780号、事務次官通知)

文部科学省では、3月19日の国専門家会議の状況分析・提言を受け、春休み明け以降は学校を再開する前提のもと、再開にあたっての方針をガイドラインとして示した。

#### 「Ⅰ 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」

- 学校教育活動再開に向けての留意事項を整理したもので、基本的な感染症対策、集団感染のリスクへの対応、出席停止等の扱い等を記載。

#### 「Ⅱ 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」

- 学校において児童生徒又は教職員の感染が判明した場合、当該学校の臨時休業の必要性について、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上、休業を判断するための参考。

### 2 県内の状況 (令和2年3月23日「新型コロナウイルス感染症への長野県対応方針」要旨)

(1) 関係機関の連携・協力により、イベント等の自粛や学校の一斉臨時休業などを実施し、これらの定量的な効果は測定できないものの、一連の県民の適切な行動の変容による一定の効果があつたものと考えられる。

(2) 現在までのところ、本県では感染の拡大やクラスターの形成といった状況は見られない。

以上のことから、現時点の県の状況は、国の専門家会議の「状況分析・提言」の3つの地域類型における「感染状況が確認されていない地域」と同様の状況となっている。

<参考：3月19日 国専門家会議の「状況分析・提言」の3つの地域類型>

- 1 感染状況が拡大傾向にある地域
- 2 感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域
- 3 感染状況が確認されていない地域

### 3 新年度の学校再開について

上記国の通知や現在の本県における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校医等と連携した保健管理体制の整備等、万全の感染症対策を講じたうえで、新年度から学校を再開する。

### 4 学校再開にあたっての留意事項

再開にあたっては、学校での感染予防及び感染拡大防止のため、国の学校再開ガイドラインを踏まえ、特に次の3点の徹底を図る。また、学校医等と連携を図りながら、別紙1についても留意する。

- (1) 発熱や咳等の症状がある児童生徒、教職員は登校（出勤）しない。
- (2) 手洗いや咳エチケット等基本的な感染症予防対策を徹底する。
- (3) 集団感染防止のため、3つの条件（密閉空間、密集、近距離での会話等）を重複させない。

## 5 児童生徒又は教職員が感染した場合の基本的考え方

県内児童生徒又は教職員の感染が判明した場合、当該児童生徒等については出席停止（または就労制限）とする。

なお、児童生徒が濃厚接触者になった場合の出席停止等の考え方については、別途通知する。

## 6 県内の感染状況が変化した場合の対応

今後、県内の感染が拡大するなど感染状況が変化した場合は、別途通知する。